

議案第 1 1 3 号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例
川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成 4 年川崎市条例第 5
1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条の 2 第 2 項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第 4 1 条の 4 ただし書中「廃棄物」の次に「（以下「非常災害廃棄物」という。）」を加える。

第 4 1 条の 5 第 1 項ただし書中「非常災害により生じた廃棄物」を「非常災害廃棄物」に改める。

第 4 1 条の 6 中「第 9 条の 3 の 3 第 2 項（同条第 3 項）」を「第 9 条の 3 の 3 第 3 項（同条第 4 項及び第 5 項）」に改め、「第 9 条の 3 の 3 第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加える。

第 4 1 条の 7 中「非常災害により生じた廃棄物」を「非常災害廃棄物」に改め、「者（）」の次に「法第 6 条の 2 第 3 項前段及び第 5 項前段の規定により当該者から当該非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者又は同条第 3 項後段及び

第5項後段の規定により当該者から当該非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者を含む。」を加える。

第41条の8第2項ただし書及び第41条の10第3項ただし書中「非常災害により生じた廃棄物」を「非常災害廃棄物」に改める。

別表第1中「4,500円」を「5,400円」に、「2,250円」を「2,700円」に、「3,820円」を「5,730円」に、「3,150円」を「4,720円」に、「9,670円」を「14,500円」に、「4,720円」を「7,080円」に改める。

別表第2中「11円」を「16円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第27条の2第2項、第41条の4ただし書、第41条の5第1項ただし書、第41条の6、第41条の7、第41条の8第2項ただし書及び第41条の10第3項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る手数料及び処理費用について適用し、同日前の申込みに係る手数料及び処理費用については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

し尿の処理、汚泥の処理及び浄化槽等の清掃に係る手数料並びに不燃性固形物に係る処理費用の額を改定すること、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い非常災害廃棄物処理再受託者等を生活環境影響調査結果の縦覧に係る届出を行う者に加えること等のため、この条例を制定するものである。